

## 兵庫県立加古川医療センター医事業務等委託事業者選定に係るプロポーザル方式による募集公告

兵庫県立加古川医療センターにおける医事業務等委託事業者を公募型プロポーザル方式により募集する。

令和6年6月26日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立加古川医療センター院長 田中 宏和

### 1 公募内容

- (1) 名称  
兵庫県立加古川医療センター医事業務等委託事業者選定に係るプロポーザル
- (2) 募集要項  
別途配布する「兵庫県立加古川医療センター医事業務等委託事業者提案募集要項」（以下「募集要項」という。）による。
- (3) 契約期間  
令和6年10月1日から令和11年9月30日までとする。
- (4) 履行場所  
兵庫県立加古川医療センター 兵庫県加古川市神野町神野 203

### 2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

- (1) 日本国内において、一般病床300床以上の病院において医事業務全般を実施し、3年以上の実績がある者であること。
- (2) 兵庫県立加古川医療センターで使用する医療情報システム（株富士通製）を用いて運用できる者であること。
- (3) 病院の業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これを受けていること。
- (4) 地方自治法（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (5) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。

### 3 参加手続

- (1) 事務局  
675-8555 兵庫県加古川市神野町神野203  
兵庫県立加古川医療センター総務部医事企画課（担当：長谷川）  
電話 079-497-7000 内線5330
- (2) 募集要項の配布  
ア 配布期間  
令和6年6月26日（水）から同年7月5日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）  
イ 配布場所  
上記(1)に同じ
- (3) 参加表明書  
ア 提出方法  
所定の参加表明書により行うこととし、持参又は郵送とする。  
イ 受付期間

令和6年7月4日(木)から同年7月11日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和6年7月11日(木)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書により行うこととし、持参、郵送又は電子メールによるものとする。

イ 受付期間

令和6年7月4日(木)から同年7月12日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 回答方法

令和6年7月9日(火)から同年7月22日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に、閲覧方式により行う。

電子メールによる質問の場合は、閲覧方式にあわせてメールによる回答を希望した者すべてにメール送信する。

エ 質問様式提出場所

上記(1)に同じ

(5) 提案応募書類

ア 提出方法

持参もしくは郵送とする。

イ 受付期間

令和6年7月19日(金)から同年7月26日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和6年7月26日(金)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

- ① 企画提案書
- ② その他、募集要項に定めるもの

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、本病院に設置する選定委員会において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、「兵庫県立加古川医療センター医事業務等委託契約」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び公募要項に定める様式に適合しない場合は無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(2) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

詳細は、募集要項による。